

議案第39号

宇部市体育施設（宇部市俵田翁記念体育館ほか6施設）に係る 指定管理者の指定の件

下記のとおり宇部市体育施設（宇部市俵田翁記念体育館ほか6施設）の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求める。

令和7年2月19日提出

宇部市長 篠崎圭二

記

1 施設の名称及び位置

名 称	位 置
宇部市俵田翁記念体育館	宇部市恩田町四丁目1番1号
恩田運動公園	野球場
	陸上競技場
	多目的グラウンド
	にぎわい交流施設
	屋根付きグラウンド
	都市型スポーツ広場

2 指定管理者の候補者

宇部市スポーツ協会グループ

代表者 宇部市恩田町四丁目1番4号

公益財団法人宇部市スポーツ協会

理事長 千葉泰久

大阪市中央区北浜四丁目1番23号

美津濃株式会社

代表取締役社長 水野明人

3 指定する期間

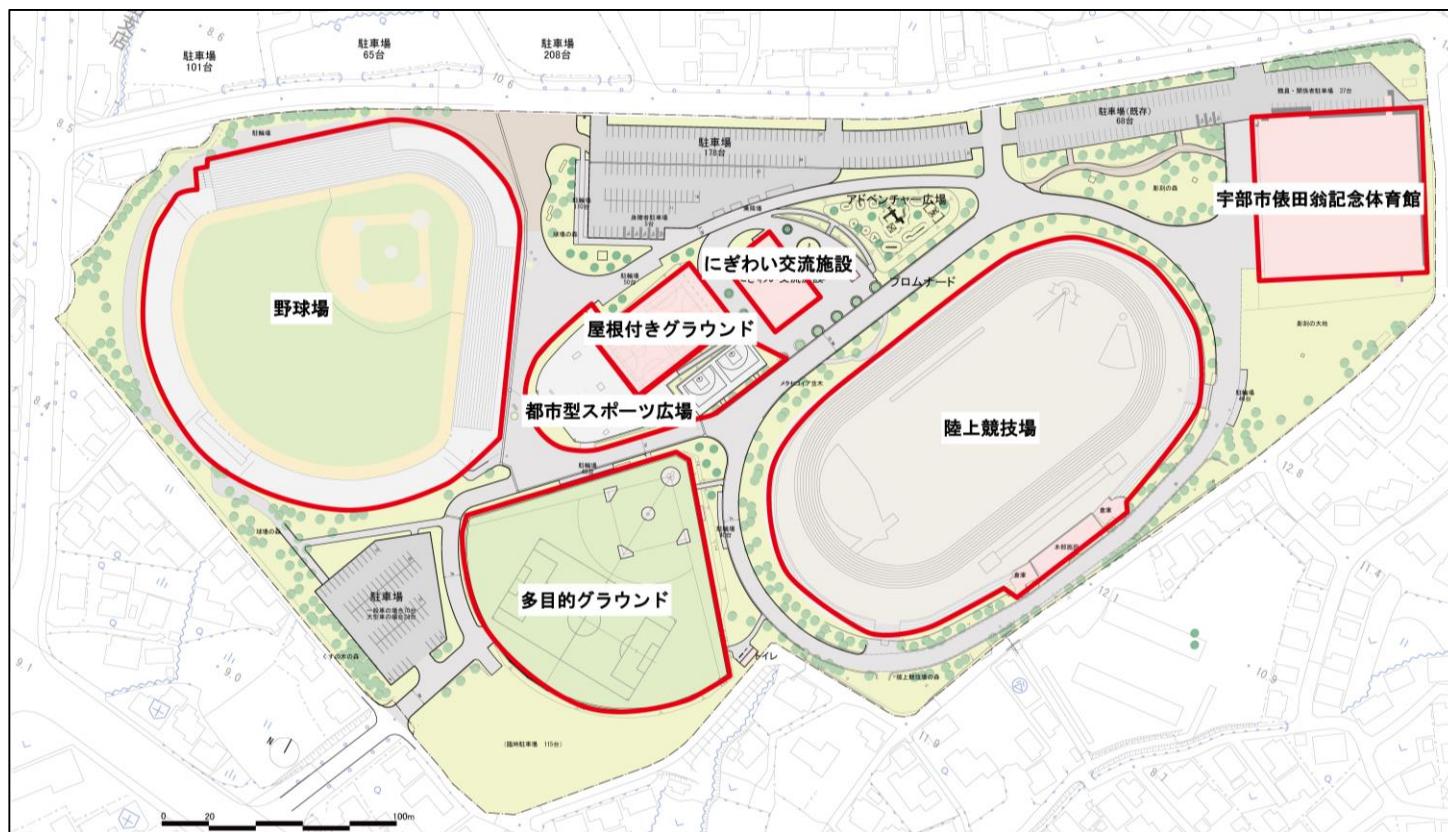
令和 7 年 4 月 1 日から令和 21 年 3 月 31 日まで

議案39号 宇部市体育施設(宇部市俵田翁記念体育館ほか6施設)に係る指定管理者の指定の件

1.施設名称

- ・宇部市俵田翁記念体育館（宇部市恩田町四丁目1番1号）
- ・野球場（宇部市恩田町四丁目1番4号）
- ・陸上競技場（宇部市恩田町四丁目1番2号）
- ・多目的グラウンド（宇部市恩田町四丁目1番）
- ・にぎわい交流施設（宇部市恩田町四丁目1番）
- ・屋根付きグラウンド（宇部市恩田町四丁目1番）
- ・都市型スポーツ広場（宇部市恩田町四丁目1番）

2.施設位置図



議案39号 宇部市体育施設(宇部市俵田翁記念体育館ほか6施設)に係る指定管理者の指定の件

3.指定管理候補者

(1)団体名 共同体の事業所所在地	宇部市スポーツ協会グループ 宇部市恩田町四丁目1番4号
(2)代表団体 ①団体名 ②代表者名 ③主たる事業所の所在地	公益財団法人 宇部市スポーツ協会 理事長 千葉 泰久 宇部市恩田町四丁目1番4号
(3)構成団体 ①団体名 ②代表者名 ③主たる事業所の所在地	美津濃株式会社 代表取締役社長 水野 明人 大阪市中央区北浜四丁目1番23号

4.指定期間

令和7年4月1日～令和21年3月31日(14年間)

5.指定管理候補者選定の経緯(恩田スポーツパーク整備・管理運営業務)

内 容	期 日
事業者公募	令和4年12月28日 (木)
事業者選定委員会	令和5年4月29日 (土)
恩田スポーツパーク整備・管理運営基本協定締結	令和5年6月30日 (土)
指定管理者指定申請書の提出	令和5年12月28日 (火)

6.選定理由

維持管理・運営の提案は、施設の設置目的を十分理解するとともに、豊富な実績を活かし、既存の施設を活用した健康教室や関係機関等と連携したスポーツイベントの開催に加え、新たなイベントの開催など、幅広い年齢層や利用者のニーズに応える内容が含まれていた。また、提案内容は実現性が高く、適切に実施されれば公園の魅力をさらに高めることができると評価された。また、経費においても、適正に確保され、施設の管理運営体制の安定的な維持・継続が可能なものであると考えられ、宇部市体育施設及び都市公園の維持・運営・管理における指定管理者として適切なものと評価された。

7.参考 恩田スポーツパーク整備・管理運営業務プロポーザル選定委員会における審査結果(1000点満点)

審査項目	配点	候補者	A グループ	B グループ
①事業計画に関する事項	150.00	100.00	75.78	36.86
②施設整備に関する事項	300.00	206.80	143.30	79.58
③維持管理・運営に関する事項	300.00	194.79	159.24	66.08
④設置管理許可施設等に関する事項	150.00	102.03	77.50	37.50
提案価格に関する提案	100.00	99.92	100.00	99.91
総合評価点	1000.00	703.54	555.82	319.93

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例中一部改正の件

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年条例第三十九号）の一部を次のように改める。

令和七年二月十九日提出

宇部市長 篠 崎 圭 二

第六十一条第十三項中「、栄養士又は」を「、栄養士若しくは管理栄養士又は」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

「説明」

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）の一部改正に伴い、所要の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

(従業者)	表
照	(従業者)
対	—
旧	新
旧	旧

第六十一条

指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行なう事業所若しくは併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行なう事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員について

1 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定
通所介護事業所、指定短期入所生活介護事
業所等、指定地域密着型通所介護事業所又
は併設型指定認知症対応型通所介護の事業
を行う事業所若しくは併設型指定介護予防
認知症対応型通所介護の事業を行う事業所
が併設される場合においては、当該併設さ
れる事業所の生活相談員、栄養士若しくは
管理栄養士又は機能訓練指導員について
は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設
の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士
又は機能訓練指導員により当該事業所の利
用者の処遇が適切に行われると認められる
ときは、これを置かないことができる。

議案第31号

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例中一部改正の件

1 目的

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「省令」という。）の一部改正に伴い、所要の整備を行うもの。

2 改正内容

施設の人員配置基準等における規定の対象に、「管理栄養士」を加える。

【改正の背景】

- (1) 栄養士法（昭和22年法律第245号）の一部改正により、管理栄養士国家試験の要件が緩和され、これまで受験資格として栄養士免許が必須であったところ、管理栄養士養成施設の卒業者は、栄養士免許がなくとも受験可能となる。（施行日：令和7年4月1日）
- (2) 現行の省令の施設の人員基準等の規定において、管理栄養士が栄養士であることを前提としていることから、「栄養士ではない管理栄養士」も規定の対象となるよう、所要の整備が行われる。

（施行日：令和7年4月1日）

これを受け、当該定義規定を引用する当該条例についても改正を行う。

3 施行日

令和7年4月1日

議案第三十一号

宇部市基金の設置、管理及び処分に関する条例中一部改正の件

宇部市基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和三十九年条例第五十五号）の一部を次のように改める。

令和七年二月十九日提出

宇部市長 篠崎圭二

第一条中第二十号を削り、第二十一号を第二十号とし、第二十二号を第二十一号とし、第二十三号を第二十二号とする。

第二十二条を削り、第二十三条を第二十二条とし、第二十四条から第二十八条までを一条ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和七年三月三十一日から施行する。
(経過措置)

- この条例の施行の際現に改正前の第一条第二十号の新型コロナウイルス感染症対策基金に属していた現金は、改正後の第一条第四号の財政調整基金に属するものとする。

「説明」

新型コロナウイルス感染症対策基金について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第二百四十四号）における新型コロナウイルス感染症の位置づけが五類感染症に変更されたこと等を踏まえ、当該基金の設置目的を達成したことから廃止するものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

新

旧

対

照

表

新

(設置)

第一条

二十 新型コロナウイルス感染症対策基金

二十一

二十二

二十三

(設置)

第一条

二十

二十一

二十二

（新型コロナウイルス感染症対策基金）

第二十二条 新型コロナウイルス感染症対策基金は、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費の財源を確保するため、篤志者の指定寄附金及び予算に定める額を積み立て、基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

2 新型コロナウイルス感染症対策基金は、前項の目的を達成するため必要な財源に充当する場合に限り、これを処分することができる。

(文化振興基金)

第二十三条

(公共施設等保全管理基金)

第二十四条

(森林環境整備基金)

第二十五条

(管理)

第二十六条

(繰替運用)

第二十七条

(この条例の施行について必要な事項)

第二十八条

（この条例の施行について必要な事項）

第二十七条

議案第32号

宇部市基金の設置、管理及び処分に関する条例中一部改正の件

1 概要

新型コロナウイルス感染症対策基金について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)における新型コロナウイルス感染症の位置づけが五類感染症に変更されたこと等を踏まえ、当該基金の設置目的を達成したことから廃止するもの。

2 改正内容

新型コロナウイルス感染症対策基金の廃止

3 施行日 令和7年3月31日

4 新型コロナウイルス感染症対策基金の積立・活用の状況

寄附等収入(積立金額)の内訳

種類	金額(円)
ふるさと納税	17,899,000
募金・寄付金(企業・個人)	21,776,183
その他	8,972,000
満期利息	33,357
計	48,680,540

※うち 2,380,056 円は基金に積立てずに事業に充当

(円)

年度	積立金額	取崩金額	期末残高	主な活用内容
R2	35,384,540	2,055,205	33,329,335	コロナニュースの発行などによる啓発
R3	6,972,668	7,158,316	33,143,687	代替保育施設の設置、修学旅行延期に伴う措置、生理用品無償配布、選挙立会人 PCR 検査
R4	3,843,743	6,280,840	30,706,590	抗原検査キット購入、濃厚接触者宿泊費助成
R5	99,533	10,889,000	19,917,123	休日・夜間救急診療所受診状況表示システム開発、抗原検査キット購入
R6 予定	0	19,917,123	0	新型コロナ定期接種、休日・夜間救急診療所運営経費
計	46,300,484	46,300,484	0	

※R6年度の利息(約4万円の見込み。財政調整基金へ。)を除く。

議案第41号

和解について

下記のとおり和解をすることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により、市議会の議決を求める。

令和7年2月19日提出

宇都市長 篠崎圭二

記

1 和解の相手方

東京都港区三田三丁目13番16号 三田43MTビル7階

株式会社タニタヘルスリンク

代表取締役社長 土志田敬祐

2 事故の概要

令和6年4月1日付け締結した飛び地連携型大規模ヘルスケア事業業務委託契約書に基づく健幸ポイント事業の運営業務において、相手方が一部の参加者に対し個人情報を含む文書を誤送付したこと(以下「本事故」という。)に関し、市が被った損害の賠償を相手方に求めるもの

3 和解の概要

- (1) 相手方は、市に対し、本事故の損害賠償金として金 133,856円を支払う。
- (2) 当事者双方は、本事故に関し、上記以外は、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

議案第41号

和解について

【概要】

1 和解の相手方

東京都港区三田三丁目13番16号 三田43MTビル7階
株式会社タニタヘルスリンク 代表取締役社長 土志田 敬祐

2 事件の概要

令和6年4月1日付で締結した飛び地連携型大規模ヘルスケア事業業務委託契約書に基づく健幸ポイント事業の運営業務において、相手方が一部の参加者に対し個人情報を含む文書を誤送付したことに関し、市が被った損害の賠償を相手方に求めるもの。

3 和解の概要

(1) 相手方は、市に対し、本事故の損害賠償金として金 133,856円を支払う。
(2) 当事者双方は、本事故に関し、上記以外は、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

4 参考

(1) 損害賠償金の内訳

人件費 126,968円、郵便代 6,888円 (計 133,856円)

(2) 経過

年月日	内容
R6.4.1	健幸ポイント事業の委託契約
R6.6.18	健幸ポイント全参加者5,479人に文書を送付
R6.6.21	誤送付事案の発生を確認 全員のアプリのログインID・パスワードの一括変更 誤送付該当者等への訪問や架電による文書回収等の開始
R6.6.25	報道発表
R6.8.14	全員にお詫び文書・文書回収用封筒を送付
R6.9.30	タニタに対し、契約期間延長に伴う違約金の請求
R6.12.24	損害賠償に関する覚書の締結

（3）市民への影響

- ・把握できた誤送付の件数 58 件
- ・不正ログイン件数 0 件

（4）誤送付の原因

- ・文書封入作業の際の人的誤りがあったこと。
- ・人的誤りの可能性を考慮した発送方法としなかったこと。

議案第40号

和解について

下記のとおり和解をすることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により、市議会の議決を求める。

令和7年2月19日提出

宇部市長 篠崎圭二

記

1 和解の相手方

山陽小野田市 [REDACTED]

栢凌

2 事件の概要

市の元職員である相手方が起こした生活保護費横領等事件(以下「本事件」という。)に関し、市が実施した内部調査のうち、令和5年10月13日及び14日に行った生活保護ケースの点検作業について、市が職員に支払った時間外勤務手当を市が被った損害として、その賠償を相手方に求めるもの

3 和解の概要

- (1) 相手方は、市に対し、損害賠償金として金 373,084円を支払う。
- (2) 当事者双方は、本事件に関し、令和5年10月13日及び14日に行った当該点検作業の時間外勤務手当に係る損害の部分に限り、和解する。

議案第40号

和解について

【概要】

1 和解の相手方

山陽小野田市 [REDACTED] 柏 凌

2 事件の概要

市の元職員である相手方が起こした生活保護費横領等事件に関し、市が実施した内部調査のうち、令和5年10月13日及び14日に行った生活保護ケースの点検作業について、市が職員に支払った時間外勤務手当を市が被った損害として、その賠償を相手方に求めるもの。

3 和解の概要

- (1) 相手方は、市に対し、損害賠償金として金373,084円を支払う。
- (2) 当事者双方は、本事件に関し、令和5年10月13日及び14日に行った当該点検作業の時間外勤務手当に係る損害の部分に限り、和解する。

4 参考

損害賠償金の内訳

- ・ 10月13日の時間外勤務手当 166,178円 (19人69時間)
- ・ 10月14日の時間外勤務手当 206,906円 (16人82時間)

宇部市国民健康保険条例中一部改正の件

宇部市国民健康保険条例（昭和三十四年条例第十一号）の一部を次のように改める。

令和七年二月十九日提出

宇部市長 篠 崎 圭 二

第六条第一項中「四万円」を「五万円」に改める。

第十三条の六中「六十五万円」を「六十六万円」に改める。

第十三条の六の十中「二十四万円」を「二十六万円」に改める。

第十七条の二第一項中「六十五万円」を「六十六万円」に改め、同項第二号中「二十九万五千円」を「三十万五千円」に改め、同項第三号中「五十四万五千円」を「五十六万円」に改め、同条第三項中「六十五万円」を「六十六万円」に、「二十四万円」を「二十六万円」に改め、同条第四項中「六十五万円」を「六十六万円」に改める。

第十七条の六第一項中「六十五万円」を「六十六万円」に改め、同条第三項中「六十五万円」を「六十六万円」に、「二十四万円」を「二十六万円」に改め、同条第四項及び第五項中「六十五万円」を「六十六万円」に改め、同条第七項中「六十五万円」を「六十六万円」に、「二十四万円」を「二十六万円」に改め、同条第八項中「六十五万円」を「六十六万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第六条の規定は、この条例の施行の日以後の死亡に係る葬祭費について適用し、同日前の死亡に係る葬祭費については、なお従前の例による。

3 改正後の第十三条の六、第十三条の六の十、第十七条の二及び第十七条の六の規定は、令和七年度分の保険料から適用し、令和六年度分までの保険料については、なお従前の例による。

「説明」

県内の保険料水準の統一に向けて葬祭費の支給額を引き上げるとともに、国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部改正に伴い、保険料の賦課限度額及び軽減判定所得を引き上げるものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

第六条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として四万円を支給する。

(葬祭費)

第六条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として五万円を支給する。

(基礎賦課限度額)

第十三条の六 第十条の基礎賦課額は、六十五万円を超えることができない。

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第十三条の六の十 第十三条の六の三の後期高齢者支援金等賦課額は、二十四万円を超えることができない。

(低所得者の保険料の減額)

第十七条の二 次の各号のいずれかに該当する保険料の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第十条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が六十五万円を超える場合には、六十五万円）とする。

二 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百四十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、二十九万五千円に当該年度の保険料の賦課期日現在において、当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 イに掲げる額に、当該世帯

第六条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として五万円を支給する。

(基礎賦課限度額)

第十三条の六 第十条の基礎賦課額は、六十六万円を超えることができない。

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第十三条の六の十 第十三条の六の三の後期高齢者支援金等賦課額は、二十六万円を超えることができない。

(低所得者の保険料の減額)

第十七条の二 次の各号のいずれかに該当する保険料の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第十条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が六十六万円を超える場合には、六十六万円）とする。

二 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百四十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、三十万五千円に当該年度の保険料の賦課期日現在において、当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 イに掲げる額に、当該世帯

に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と口に掲げる額とを合算した額

3 第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百四十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、五十四万五千円に当該年度の保険料の賦課期日現在において、当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前二号に該当する者以外の者イに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と口に掲げる額とを合算した額

3 前二項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第一項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第十一条」とあるのは「第十三条の六の三」と、「六十五万円」とあるのは「二十四万円」と、前項中「第十三条」とあるのは「第十一条の六の五」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第一項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第十一条」とあるのは「第十三条の八」と、「六十五万円」とあるのは「十七万円」と、第二項中「第十三条」とあるのは「第十三条の十」

に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と口に掲げる額とを合算した額

3 第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百四十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、五十六万円に当該年度の保険料の賦課期日現在において、当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前二号に該当する者以外の者イに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と口に掲げる額とを合算した額

3 前二項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第一項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第十一条」とあるのは「第十三条の六の三」と、「六十六万円」とあるのは「二十六万円」と、前項中「第十三条」とあるのは「第十一条の六の五」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第一項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第十一条」とあるのは「第十三条の八」と、「六十六万円」とあるのは「十七万円」と、第二項中「第十三条」とあるのは「第十三条の十」

と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

第十七条の六 当該年度において、世帯に出産被保険者（政令第二十九条の七第五項第八号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第十条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が六十五万円を超える場合には、六十五万円）とする（第五項に掲げる場合を除く）。

3 前二項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第一項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第十条」とあるのは「第十三条の六の三」と、「六十五万円」とあるのは「二十四万円」と、第二項中「第十三条」とあるのは「第十三条の六の五」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第一項中「出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第十条」とあるのは「第十三条の八」と、「六十五万円」とあるのは「十七万円」と、第二項中「第十三条」とあるのは「第十三条の十」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第十七条の二に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第十条の基礎賦課額から、

と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

第十七条の六 当該年度において、世帯に出産被保険者（政令第二十九条の七第五項第八号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第十条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が六十六万円を超える場合には、六十六万円）とする（第五項に掲げる場合を除く）。

3 前二項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第一項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第十条」とあるのは「第十三条の六の三」と、「六十六万円」とあるのは「二十六万円」と、第二項中「第十三条」とあるのは「第十三条の六の五」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第一項中「出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第十条」とあるのは「第十三条の八」と、「六十六万円」とあるのは「十七万円」と、第二項中「第十三条」とあるのは「第十三条の十」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第十七条の二に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第十条の基礎賦課額から、

次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が六十五万円を超える場合には、六十五万円）とする。

7 前二項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第五項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第十条」とあるのは「第十三条の六の三」と、「六十五万円」とあるのは「二十四万円」と、第六項中「第十三条」とあるのは「第十三条の六の五」と読み替えるものとする。

8 第五項及び第六項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第五項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第十条」とあるのは「第十三条の八」と、「六十五万円」とあるのは「十七万円」と、第六項中「第十三条」とあるのは「第十三条の十」と読み替えるものとする。

次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が六十六万円を超える場合には、六十六万円）とする。

7 前二項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第五項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第十条」とあるのは「第十三条の六の三」と、「六十六万円」とあるのは「二十六万円」と、第六項中「第十三条」とあるのは「第十三条の六の五」と読み替えるものとする。

8 第五項及び第六項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第五項中「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第十条」とあるのは「第十三条の八」と、「六十六万円」とあるのは「十七万円」と、第六項中「第十三条」とあるのは「第十三条の十」と読み替えるものとする。

議案第 46 号 宇部市国民健康保険条例中一部改正の件 説明資料

1 改正趣旨

- (1) 県内の保険料水準の統一に向け、葬祭費の支給額を引き上げるもの
- (2) 国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、所要の整備を行うもの

2 改正内容

- (1) 葬祭費の支給額の引上げ

ア 葬祭費とは

被保険者が死亡した場合、当該被保険者の葬祭を行う方に対し、国民健康保険の給付として現金を支給するもの

なお、全国の医療保険者（国民健康保険、健康保険組合、全国健康保険協会（協会けんぽ）、共済組合等）においても、同様の支給が行われている。

イ 葬祭費の支給額の引上げ

(ア) 支 給 額

葬祭 1 件当たり支給額を 4 万円から 5 万円に引き上げる。

(イ) 引上げの理由

- 平成 29 年度までは、国民健康保険事業は市町村が運営していたが、平成 30 年度から、財政運営については都道府県が担うこととなった。
- 山口県においては、第 2 期山口県国民健康保険運営方針（対象期間は令和 6 年度から令和 11 年度までの 6 年間）において、事業費納付金ベースでの県内保険料水準の統一を掲げ、令和 8 年度から 5 年かけて統一することとされている。
- 県内市町において保険料水準が同じであれば、保険給付水準も同じであることが望ましいことから、現在、県内市町で大多数の 5 万円に合わせようとするもの（山口県からの要請あり）

(ウ) 国保財政上の影響

- 葬祭費の財源は、その全額が被保険者にお支払いいただく保険料
- 令和 7 年度当初予算においては、葬祭費は年間 280 件を見込んでおり、支給額を 1 万円引き上げた場合、その影響額は 280 万円となる。
- この 280 万円を賄うためには、1 人当たり年間保険料を 100 円程度増額する必要がある。

(エ) 参 考

医療保険者	葬祭費の支給額
宇部市国保、萩市国保	4 万円
宇部市国保、萩市国保以外の県内 17 市町国保	5 万円
山口県後期高齢者医療広域連合	5 万円
全国健康保険協会（協会けんぽ）	5 万円

※ その他、多くの健康保険組合においても 5 万円

(2) 国民健康保険法施行令の一部改正に伴う所要の整備

ア 保険料賦課限度額の引上げ（基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額）

区分	現行	改正後	増減
基礎賦課額	65万円	66万円	+1万円
後期高齢者支援金等賦課額	24万円	26万円	+2万円
介護納付金賦課額	17万円	17万円	なし
合計	106万円	109万円	+3万円

※ 基礎賦課額とは、国保被保険者の医療費（国保から支出する額）に充てるための賦課額

※ 後期高齢者支援金とは、後期高齢者医療費に充てるための現役世代等からの支援金（後期高齢者医療費の約40%）

※ 賦課限度額が引き上げられるということは、より高所得者に負担を求めるようとするもの

（参考）賦課限度額の推移

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
基礎分	63万円	63万円	65万円	65万円	65万円	66万円
後期分	19万円	19万円	20万円	22万円	24万円	26万円
介護分	17万円	17万円	17万円	17万円	17万円	17万円
合計	99万円	99万円	102万円	104万円	106万円	109万円

イ 保険料軽減判定所得基準額の引上げ（5割軽減及び2割軽減）

（ア）次表により算出された額以下の場合、5割軽減に該当

区分	軽減判定所得基準額
現行	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) + 29.5万円 × 被保険者数
改正後	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) + 30.5万円 × 被保険者数

※ 7割軽減に該当する場合を除く。

（イ）次表により算出された額以下の場合、2割軽減に該当

区分	軽減判定所得基準額
現行	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) + 54.5万円 × 被保険者数
改正後	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) + 56.0万円 × 被保険者数

※ 7割軽減及び5割軽減に該当する場合を除く。

※ 軽減判定所得基準額が引き上がることで、より軽減に該当しやすくなる。

※ 軽減により減額された額は、公費（県3/4、市1/4）により補填される。

※ 令和以後における軽減判定所得基準額の引上げ（5割軽減及び2割軽減）は、令和元年度、令和2年度、令和5年度、令和6年度及び令和7年度に行われている（令和3年度には、税制改正に伴う算定式の見直しあり）。

3 施行日

令和 7 年 4 月 1 日

4 経過措置

(1) 葬祭費の支給額の引上げ

改正後の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後の死亡に係る葬祭費について適用し、同日前の死亡に係る葬祭費については、なお従前の例による。

(2) 国民健康保険法施行令の一部改正に伴う所要の整備

改正後の規定は、令和 7 年度分の保険料から適用し、令和 6 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

宇部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
中一部改正の件

宇部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年条例第三十三号）の一部を次のように改める。

令和七年二月十九日提出

宇部市長 篠 崎 圭 二

第十六条第一項第二号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

「説明」

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）の一部改正に伴い、所要の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

(食事の提供の特例)	
新	旧
対照表	新

第十六条

(食事の提供の特例)

一 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村（特別区を含む。第二十一条第二項において同じ。）等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

二 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村（特別区を含む。第二十一条第二項において同じ。）等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。

第十六条

(食事の提供の特例)

新
対照表
新

議案第33号

宇都市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例中 一部改正の件

1 目的

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、所要の整備を行うもの。

2 改正内容

施設の運営等に関する要件として「栄養士」の配置を求める規定の対象に、「管理栄養士」を加える。

【改正の背景】

- (1) 栄養士法（昭和22年法律第245号）の一部改正により、管理栄養士国家試験の要件が緩和され、これまで受験資格として栄養士免許が必須であったところ、管理栄養士養成施設の卒業者は、栄養士でなくとも受験可能となる。（施行日：令和7年4月1日）
- (2) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正により、家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対し食事の提供を家庭的保育事業所等外で調理し搬入する方法により行う場合、「栄養士による必要な配慮」が要件として求められていたところ、「栄養士又は管理栄養士による必要な配慮」に改められる。（施行日：令和7年4月1日）

これを受け、本市の条例についても一部改正を行う。

3 施行日

令和7年4月1日

議案第47号

物 品 購 入 の 件

下記のとおり物品を購入することについて、宇部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第58号）第3条の規定により、市議会の議決を求める。

令和7年2月19日提出

宇部市長 篠崎圭二

記

- 1 購入の目的 小中学校教科書の採択替えに伴う小中学校教員用教科書及び指導書の整備
- 2 購入物品名 小中学校教員用教科書及び指導書
- 3 購入金額 一金 27,215,415円也
(うち消費税額及び地方消費税額 2,356,820円)
- 4 契約の方法 隨意契約
- 5 購入物品の規格
 - (1) 小学校教員用教科書 390冊
 - (2) 小学校教員用指導書 214冊
 - (3) 中学校教員用教科書 1,976冊
 - (4) 中学校教員用指導書 809冊
- 6 購入の相手方 宇部市港町一丁目12番4号
山口教科書供給株式会社
代表取締役 河村卓